

平成26年第3回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

平成26年3月25日(火)午後2時00分

議会棟A・B会議室

2. 委員の現在数

19名

3. 出席委員

1番 掛川 正治	2番 中村 良男
3番 須藤 喜一郎	4番 三須 清一
5番 斉藤 隆	6番 染谷 智一郎
7番 新堀 政夫	8番 渡辺 陽一郎
9番 森 正昭	10番 阿曾 敏夫
11番 斉藤 剛広	12番 大野木 奥治
13番 小池 良雄	14番 早川 真
15番 江原 俊光	16番 高田 勝禧
17番 渡邊 光雄	18番 川村 泉治
19番 増田 勝己	

4. 欠席委員

なし

5. 出席事務局職員

局長	海老原 美宣
次長	飯塚 豊
次長補佐	大野 祐信
農地係長	落合 敦

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 議案第5号 農用地利用集積計画の取り消しについて
- 議案第6号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

報告事項

- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
- 報告第3号 千葉県農業会議の諮問に対する回答について
（農地法第4条）
- 報告第4号 千葉県農業会議の諮問に対する回答について
（農地法第5条）

議長 本日開会前に総会を傍聴したいという方がありました。ただし、教育委員会の会議を傍聴後の午後3時ごろを希望されています。傍聴することを許可いたしたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

議長 ありがとうございます。それでは開会します。

ただ今から平成26年第3回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員19名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

3番 須藤喜一郎委員

4番 三須清一委員

よろしくをお願いします。

次に、本日の書記には事務局職員の落合係長を指名いたします。

本日の議案について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは議案について説明させていただきます。議案書の目次をご覧くださいと思います。

本日ご審議いただく案件は議案第1号から議案第6号までの六つの議案についてでございます。議案第1号は「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。申請件数は1件となっております。続きまして、議案第2号は「農地法第4条の規定による許可申請について」になります。申請件数は1件となっております。続いて、議案第3号は「農地法第5条の規定による許可申請について」でございます。申請件数は5件となっております。続いて、議案第4号は「農用地利用集積計画(案)について」でございます。新規設定が6件となっております。続いて、議案第5号は「農用地利用集積計画の取り消しについて」でございます。最後に、議案第6号は「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」です。

以上で、議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 議案についての説明は以上で終わりました。

これより議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 皆様、議案書1ページをご覧いただきたいと思います。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成26年3月25日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

この案件の譲受人は奥さんと息子さんの3人により〇〇市で農業を営んでおります。申請地は上沼田地先の田二筆の合計4,030m²でございます。申請理由は、経営規模を拡大するため所有権を移転するものでございます。売買代金は1m²当たり約694円でございます。案内図は議案資料の5ページでございます。この案件は農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 続いて、高田調査会長より調査会での審議結果の報告をお願いします。

高田調査会長 こんにちは。ご苦労様です。座ってやらさせていただきます。

それでは議案第1号について報告いたします。議案書は1ページ、議案資料は1ページから6ページになります。

議案第1号は現地調査を行い、審議をしました。申請地は湖北台東小学校の南約500mに位置する田二筆で、面積は4,030m²です。申請理由は農業経営の規模拡大です。権利者の営農状況は、耕作面積が14万4,228m²で、農業従事者は3名です。耕作している農地について〇〇の農業委員会に確認したところ、不耕作地はなく、今後も引き続き耕作を続けていくということでした。

この件について審議したところ、農地法第3条第2項の不許可の項目に該当せず、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。第2調査会では全員一致をもって許可相当との結論に至りました。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認めます。議案第1号に対する質疑を打ち切ります。

これより採決を行います。議案第1号について許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号は原案どおり許可することにいたしました。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 皆様、議案書2ページをご覧くださいと思います。議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成26年3月25日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

申請者は〇〇にお住いの方でございます。申請地は中峠字下根古屋の畑一筆の中の一部でございます。面積は407.49m²です。転用目的は、近隣に工場があり、中型車の駐車需要が多いため、駐車場を設置するものでございます。案内図は議案資料10ページになります。

以上、簡単ですが説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 続いて、高田調査会長より調査会での審議結果の報告をお願いします。

高田調査会長 それでは議案第2号について報告いたします。議案書は2ページ、議案資料は7ページから13ページになります。

議案第2号は現地調査を行い、審議しました。申請地は〇〇の自宅と地続きの畑です。申請理由は、高齢により農業ができなくなり、交通の便のよい農地を駐車場として活用していきたいということでした。農地区分については、市街地化が見込まれる区域であることから第2種農地と判断いたしました。周辺の被害防除対策としては、東南の角地であることと北西の申請地の敷地であることからご迷惑はかからないものと思います。雨水については自然浸透により行います。

第2調査会においては申請地の現地調査を行うとともに法的基準を調査した結果、全員一致をもって許可相当の結論になりました。

以上です。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認め、議案第2号に対する質疑を打ち切ります。

これより採決を行います。議案第2号について許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号は原案どおり許可することにいたしました。

次に、議案第3号を1件ずつ審議したいと思いますが、整理番号2から4については同

一事業であるため同時に審議したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

それでは議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の整理番号1を議題といたします。事務局、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 皆様、議案書3ページをご覧くださいと思います。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成26年3月25日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

整理番号1についてご説明いたします。譲受人は〇市に住所を置く、土木工事などを行う法人でございます。申請がありました農地は布施字東ノ前地先の田一筆の一部で、面積は812m²、転用目的につきまして資材置き場とするものでございます。議案案内図につきましては議案資料の17ページでございます。賃借料については年間1m²当たり1,478円です。土地の選定については現在、譲受人の資材置き場は2カ所ありますが、いずれも地主さんから返還を求められているところでございます。そのため広い範囲で探していたところ、申請地が見つかりましたので申請することになったとのことでございます。

以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 続いて、高田調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

高田調査会長 議案第3号の整理番号1について調査結果を報告いたします。

この案件については現地調査及び譲受人から聞き取りを行い、審議いたしました。譲受人は柏市に住所を置く、土木工事を行う法人です。転用目的は資材置き場を設置するというものです。周辺の被害防除対策としては、土砂等の流出を防ぐとともに、周辺をフェンスで囲みます。雨水については自然浸透により行います。次に、資金計画については整地費が約120万円で、全額自己資金により行うという計画です。農地区分については、市街地化が見込まれる区域であることから第2種農地と判断いたしました。

以上の内容を基に審議しましたところ、調査会では農地法第5条の立地基準や申請目的の実現の確実性、周辺農地への影響、資金力などの一般基準に適合していると認められることから、全員一致をもって許可相当と判断いたしました。

以上です。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

江原委員。

江原俊光委員 1点質問があります。その脇に保育園の〇〇〇〇というんですかね、施設なのか分かりませんがこういうところがあるので、その人たちのほうの許可というのはいらないのでしょうか。

議長 事務局、ございますか。

事務局 今、江原委員がご指摘いただいたのは議案資料 17 ページの位置図ですよね。ちょうど申請地の北側に〇〇〇〇という保育施設が書いてございますよね。これについてでございますよね。

〇〇〇〇というのは、これは近所のお母さんたちが集まって、地主さんにその場所を借りて保育施設として使っているという場所でございます。それで、地主さんは出て行ってほしいということを何度も言っているらしいんです。調整中ということです。もちろん江原委員のご質問があった許可はとっていますか、こういうのをやりますよと言ってありますかという内容については、同じ地主さんですからそれはもう言ってあるということでございます。

議長 江原委員。

江原俊光委員 保育課のほうに行ってちょっと調べさせていただいたんですけども、週に3回、火、木、金曜日ですかね、使っているということですから、安全性の面から言ってどうなのかなというところが1点あります。今、言ったように係争中であればそういうところの確認をしていかないと。危険が伴いますし、資材置き場となると子供たちがいればそっちへ寄って行ってしまいます。その点はどうなのかなとちょっと心配だったので質問させていただきました。

議長 事務局。

事務局 江原委員のご指摘、よく受け止めまして、また地主さんと話す機会がありましたらその辺は徹底、確認していきたいと思っております。

議長 そのほか。

染谷委員。

染谷智一郎委員 調査会のほうでは現地には当然行ったと思うけども、調査会長、何か。

高田調査会長 あそこにはね、〇〇〇〇というふうな考え方で作業用の車が何台か入っていたように思いました。

斉藤（隆）委員 今、江原委員さんが言ったように、あそこは1週間に2回か3回、子供を連れてきて、その奥に〇〇さんが新規就農で〇〇〇〇という方に本願寺というところを貸しました。その資材置き場の奥の場所を使用しています。それで、一つ私ちょっと質問しようかなと思ったのは、あそこは坂でガードレールがあるからどうしても〇〇〇〇のほうを通るようになるんです。そのようなガードレールを撤去する、しないの話は出ましたか。

高田調査会長 あそのガードレールはそのままで。その手前に庭石みたいなのがありましたよね。それを撤去して、あそこから出入りするというような計画でした。それで先にコンクリートで、あれは有機農法か何かやったところ、有機肥料か何かを置くようなところはあのまま使って、砂利とか砂を置くような計画だと。それで現状はあのままあそこから入ると。ガードレールはあのままというような説明でした。

斉藤（隆）委員 ああ、そうですか。それがちょっと疑問になったから。そこ庭石みたいなのが置いてあるからこうすれば入れるけど。だから今、江原委員さんが言ったように向こうから直接こういうふうに回るとちょっと狭い、障害が出るかなと思ったから、それで質問したんです。

高田調査会長 ただ、我々としてはあそこは〇〇〇〇が使っているというような説明で。

（発言あり） 〇〇〇〇さんは一番奥の倉庫で、〇〇さんが新規就農で本願寺のところを3反3畝まで貸したんですよね。それで〇〇さんが好意的に、置くところがないならうちのほうに置かせてあげますよということになっているんです。それは〇〇さんの話し合いだから問題ないと思うんですよ。

染谷智一郎委員 事務局の説明だとさ、その〇〇さんという地主さんは同じだからいいと思うけどもね、江原さんが言っているのはあくまでも借りている人の権利だよな。地主さんは、それは申請に対して借りたいと言われれば貸したいと。駐車場にするような話もあるけども、江原さんが言っているのは、逆にどんぐりという保育園が借りているんでし

よう。だから、地主がいいと言ってもそちらの話がついてないとあまりよろしくないんじゃないかなと思っているんだよ。

議長 暫時休憩します。

(暫時休憩)

議長 それでは再開します。

事務局、説明願います。

事務局 江原委員からご質問いただきましたこの隣の福祉施設につきましては地主さんから伺いました。本年 26 年 3 月 31 日付けをもって皆さん、引き払っていただけるということだそうでございます。

以上です。

議長 江原委員さん、いいですか。

江原俊光委員 はい。

議長 そのほか質問ございますか。

染谷智一郎委員 もう一つ。住所が我孫子市〇〇になっているけども、訂正では〇〇市〇〇というふうになっているんでしょう。住所はこちらのほうに、〇〇さんちに置いてあるけども、本人はこっちにいないというようなこともちらっと聞いています。その辺のところはどうですか。

議長 事務局。

事務局 染谷委員のご質問にお答えしたいと思います。松戸市〇〇というのは〇〇さんのおばさんが嫁いだところでございます。おばさんの娘がこの〇〇さん。だから〇〇さんといとこの方でございます。その住所に〇〇市を書いてしまったと。それで、今の住所は〇〇ですという申請になっております。

議長 発言ないですか。

染谷委員、いいですか。

染谷智一郎委員 いやいや、こちらは個人的なことは分かりませんが、ただ今住んでないというのはあれなので。これはあとで援農のボランティアの受け入れ農家の資格をとるためにこちらに持ってきたという過程があったので、結局我孫子市で農業をやる、またやるといういろいろなメリットを含めてね、こちらに住所が置いてあるけども、実際はここで生活してないというようなことを聞きますので、その辺のところは、私たちはそこまでは突っ込めないけれども、そんなことを聞いているかということを確認したかっただけです。

議長 そのほかないですか。なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の整理番号1を採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号の整理番号1は原案どおり許可することにいたしました。

次は、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の整理番号2から4を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 皆様、議案書3ページをご覧いただきたいと思います。議案第3号の整理番号2から4の譲受人は三郷市に住所を置く法人でございます。業務は土木工事や造成工事などを行っています。

申請のありました農地は新木字シタ田地先の田3筆になります。面積は、整理番号2が664.98m²、整理番号3が1,015.47m²、整理番号4が1,090.26m²の合計2,770.71m²で、建設残土約7,827.99m³を搬入し、単純埋め立て方式で行うということでございます。埋め立て期間は許可後から6ヶ月を予定しています。土砂の搬出元は東京都中央区からであり、土砂の安全性については地質分析結果証明書及び土砂発生元証明書が添付されています。転用目的につきましては土砂等の利用による農地造成で、案内図につきましては25ページになります。

被害防除の関係では、周辺農地への影響がないよう勾配をとり、施工する予定です。資金計画については造成費が424万2,000円で、譲受人が全額自己資金で賄う計画であり、金融機関発行の残高証明が添付されています。

他法令については埋め立て条例が該当し、許可申請書の提出を確認しています。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 続いて、高田調査会長から調査結果の報告をお願いします。

高田調査会長 議案第3号の整理番号2から4について調査結果を報告いたします。

この案件については現地調査及び譲受人・譲渡人の双方から聞き取りを行い、審議いたしました。転用目的は、農地が周辺より低く、雨水を集めてしまうため、土砂等を利用した農地造成です。次に、周辺農地の所有者に埋め立てを行うことを説明したところ、隣接地に支障を来さないように施工してくださいと言われたので、注意して施工するとのことでした。農地区分については、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。

以上の内容を基に審議しましたところ、調査会では農地法第5条の立地基準や申請目的の実現の確実性、周辺農地への影響、資金力などの一般基準に適合していると認められることから、全員一致をもって許可相当と判断いたしました。

以上です。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

阿曾委員。

阿曾敏夫委員 議案資料の23ページ、事業計画書のオ、用水（上水道）（排水・調整池計画）（排水）については、汚水・雑排水別に記入、丸かっこというかたち。この欄の中に用水の位置を立会いの下に加減するという字句が入っております。また、手賀沼土地改良区と協議済みと。担当者〇〇さん、〇〇さん。協議済みということは、これは同意書が改良区から出ているんですか。この担当職員〇〇さん、〇〇さんは協議についての権限を持っているんですか。

議長 調査会長。

高田調査会長 我々が立会いの時には改良区は来ておりませんでした。

阿曾敏夫委員 いやいや、これのね、同意書が提出されて事業計画を事務局で受けたんですか。

議長 暫時休憩します。

(暫時休憩)

議長 再開します。

事務局、説明願います。

事務局 阿曾委員のご質問についてお答えいたします。

確かに現段階では協議書が出てございません。そのために大至急出すよう申し伝えていきます。それから、染谷委員と阿曾委員もおっしゃっているように、この許可申請の確実性を今後は図っていきたい。受付の時、丁寧に、誤字・脱字のないような許可申請書にしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長 阿曾委員、いいですか。

阿曾敏夫委員 事務局、これからはそういうことのないようにと発言して終わりにします。

議長 そのほか質問はございますか。

渡辺委員。

渡辺陽一郎委員 今の話では提出されている書類が協議済みなのか協議中なのか訂正してもらっていませんので、それをきちんと訂正してください。間違っていた字もちゃんと訂正してください。そうしないと記録に残らないので。

議長 事務局。

事務局 渡辺委員のおっしゃったとおり実行したいと思います。

渡辺陽一郎委員 どういう字にきちんと訂正するのか。要するに手賀沼土地改良区と協議中とされているのですか。資料として出しているんだからそれをきちんと訂正してくださいと申し上げたんですけど。

議長 事務局。

事務局 協議済みを改め、協議中と。それで、何月何日までに出ますと。これはうちのほうから土地改良区におおよそどのくらいで出ますかというところまで確認しますので、确实性を担保したいと思います。そのような表現に許可申請者にも書いていただきたいというような作業をいたします。

議長 渡辺委員、今の回答でいいですか。

渡辺陽一郎委員 はい、結構です。

議長 そのほか質問ございますか。ないですか。

(なし)

これより議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の整理番号2から4を採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数と認め、議案第3号の整理番号2から4は原案どおり許可することにいたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の整理番号5について議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは皆様、議案書4ページをご覧くださいと思います。

議案第3号の整理番号5の譲受人は市内に住所を置く法人でございます。業務は土木工事や残土処理業などを行っています。申請のありました農地は高野山新田字早稲田地先の田4筆で、面積は合計1,404m²です。建設残土約2,400m³を搬入し、単純埋め立て方式により行うとのことです。埋め立て期間は許可後から2ヶ月を予定しています。土砂の搬出元は松戸市であります。土砂の安全性については地質分析結果証明書及び土砂発生元証明書が添付されています。転用目的につきましては土砂等の利用による農地造成で、案内図につきましては議案資料31ページでございます。

被害防除の関係では、現状くぼ地となっている申請地を隣接する農地高まで盛り土して平坦な畑としますので、排水、日照、通風、土砂流出等の被害を及ぼす影響はありません。資金計画については、造成費が358万6,000円になります。譲受人が全額自己資金で賄う計画であり、金融機関発行の残高証明が添付されております。

他法令については埋め立て条例が該当します。許可申請書の提出を確認しています。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 続いて、高田調査会長から調査結果の報告をお願いします。

高田調査会長 議案第3号の整理番号5について調査結果を報告いたします。

この案件については現地調査及び譲受人・譲渡人の双方から聞き取りを行い、審議いたしました。転用目的は、農地が周辺より低く、雨水を集めてしまうため、土砂等を利用した農地造成です。農地区分については生産性の高い農地であるため農用地となっております。

以上の内容を基に審議しましたところ、調査会では農地法第5条の立地基準や申請目的の実現の確実性、周辺農地への影響、資金力などの一般基準に適合していると認められることから、全員一致をもって許可相当との判断に至りました。

以上です。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、議案第3号の整理番号5に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の整理番号5を採決します。許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号の整理番号5は原案どおり許可することにいたしました。

次は議案第4号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 皆様、議案書5ページから7ページをご覧くださいと思います。

議案第4号「農用地利用集積計画（案）の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているので、この会の意見を求めます。平成26年3月25日提出、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

議案第4号は農用地利用集積計画に伴う賃借権の設定で、新規設定の6件でございます。

初めに、新規の整理番号1から3の借受者は〇〇にお住いの農業者の方です。利用権を設定する土地は新木字大阪下地先などの田5筆、1万3,907m²でございます。いずれも賃借権の設定で、10アール当たり2万円となります。

次の整理番号4の借受者は〇〇〇〇にお住いの農業者の方です。利用権を設定する土地は都部新田字江尻下地先の田5筆 310.22m²と畑一筆 456m²でございます。いずれも賃借権の設定で、10アール当たり1万円です。畑として使用していくということを確認とってございます。

次の整理番号5の借受者は〇〇に在住する特定非営利法人です。利用権を設定する土地は根戸新田字船戸地先の畑一筆になります。1,209m²でございます。賃借権の設定で、10アール当たり2万円になります。

最後に、整理番号6の借受者は〇〇〇〇に在住する農業者です。利用権を設定する土地は相島地先の田一筆、6,237m²でございます。いずれも賃借権の設定で、10アール当たりコシヒカリ 90kgです。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 続いて、議案第4号について高田調査会長から調査結果の報告をお願いします。

高田調査会長 議案第4号について調査結果を報告いたします。今回の案件は新規設定が6件でございます。

整理番号1から3の借受人は〇〇の農家の方で、62歳です。営農状況については、耕作面積が約1ヘクタールで、3名で耕作しております。

次に、整理番号4の借受者は〇〇〇〇の農家の方で、〇〇歳です。営農状況については、耕作面積が2.3ヘクタールで、奥さんと二人で耕作しております。

次に、整理番号5の借受者は〇〇に住所を置く特定非営利法人です。作付計画はヒマワリ及び菜種栽培を行い、花の摘み取り体験や種子から搾油し、販売する計画です。この内容は農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想に反していないものであり、手賀沼沿いの農地活用補助金交付要綱に適合することから、補助申請を行う計画です。

次に、整理番号6の借受者は〇〇〇〇の農家の方で、〇〇歳です。営農状況については、耕作面積が1.5ヘクタールで、4名で耕作しています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第2調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との結論に至りました。

以上です。

議長 それでは議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

阿曾委員。

阿曾敏夫委員 ただ今調査会長のほうから1番から6番までの説明がありました。この5番についてちょっと質問いたします。この5番だけが何歳とも、この就農計画書を見ると(生年月日)(年齢)(〇〇)と書いてありますけど、ほかの方については何歳というような報告がありましたが、この方についての生年月日、年齢の発表がありませんでした。何か特段の秘匿というか、発表できない理由があるんですか。

議長 その件についてはどなたか。
事務局。

事務局 阿曾委員のご質問にお答えいたします。

36ページから38ページまで資料をお付けしてございます。〇〇理事長が何歳というのをちょっと確認できなくて書かなかったんですけども、その辺はもう少し慎重に聞いておけばよかったなと今、反省しております。今後気を付けますので。失礼いたしました。

阿曾敏夫委員 調査会長の報告では1番から6番のうち5番だけが計画書の中で年齢の発表がないからね、何か秘匿する理由があるのかなと思って質問したような次第ですのでね、こういうことのないように、事務局これからひとつ考えて。

議長 そのほかありますか。

(なし)

それでは意見がないものと認め、議案第4号に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第4号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を採決します。決定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号については原案どおり決定することにいたしました。

次は、議案第5号「農用地利用集積計画の取り消しについて」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 皆様、議案書8ページになります。ご覧いただきたいと思います。

議案第5号「農用地利用集積計画の取り消しについて」。下記のとおり我孫子市長より農用地利用集積計画について取り消しの同意を求められているのでこの会の意見を求めます。平成26年3月25日提出、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

議案第5号は平成24年8月に農用地利用集積計画に伴う賃借権等の設定の決定を行っていただきました。誤って市街化区域に権利を設定したことが判明しました。市では取り

消すものとしたものでございます。

以上でございます。

議長 続いて、議案第5号について高田調査会長から調査結果の報告をお願いします。

高田調査会長 それでは議案第5号についての調査結果を報告いたします。議案書は8ページ、議案資料は40ページになります。

議案第5号は平成24年8月に農用地利用集積計画に伴う賃借権の設定の決定を行いました。誤って市街化区域に権利を設定したことが判明したため、市では取り消すものとなりましたとの説明を受け、第2調査会では同意すべきものと判断しました。

以上です。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

阿曾委員。

阿曾敏夫委員 取り消し理由として、誤って市街地化区域に権利を設定したためと記載されておりますが、市街化区域に設定してはいけないという根拠法令、条文一つ公開していただきたいと思えます。

議長 事務局。

事務局 根拠法令につきましては、農業経営基盤強化促進法第17条第2項になります。

条文を読み上げさせていただきます。17条第2項。同意市町村は市街化区域においては農業経営基盤強化促進事業を行わないものとするということでございます。

議長 暫時休憩します。

(暫時休憩)

議長 再開します。

そのほか意見はありますか。

(なし)

意見がないものと認め、議案第5号に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第5号「農用地利用集積計画の取り消しについて」を採決します。取り消

すことに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第5号については原案どおり取り消すことにいたしました。

高田調査会長は自席にお戻りください。ご苦労さまでした。

議長 次は、議案第6号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明を願います。

事務局 皆様、議案書9ページをご覧くださいと思います。

議案第6号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」。下記のとおり柏税務署長より利用状況確認依頼があったのでこの会の意見を求めます。平成26年3月25日提出、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

本件は相続税の納税猶予の適用を受けてから20年を迎えることから、この適用用地の利用状況について柏税務署長から依頼があったものでございます。早速会長にご報告し、ご指示をいただきましたので、先日地区担当委員さんと事務局により現地を確認させていただきました。

以上でございます。

議長 それでは森調査委員から調査結果についての報告をお願いします。

森正昭委員 それでは議案第6号の調査結果を報告いたします。議案書は9ページ、議案資料は41ページから42ページになります。

平成26年3月10日と24日、事務局職員とともに5筆、約7,373m²の現地確認を行いました。利用状況については、ビニールハウス2筆を含め、すべて畑でした。すべての畑が適正に管理が行われておりましたことを報告いたします。

以上です。

議長 これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

渡辺委員。

渡辺陽一郎委員 確認書、何も印がないのは何かあるんでしょうか。これ確か記憶によるとどこかに丸が付いていたと思うんだけど、何も丸がないというのは確認してないのと同じじゃないですか。

議長 事務局。

事務局 渡辺委員のおっしゃるとおりでございます。41 ページでございますよね。議案資料 41 ページ。この地目と面積ですね、今、森委員がおっしゃっていただきましたように畑に丸をしておきます。面積についても、これは確認したらこのとおりでございますので、現在もこの面積ということで報告させていただきます。大変失礼しました。

議長 そのほかございませんか。

(なし)

なければ質疑を打ち切ります。

これより議案第 6 号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」を採決します。報告することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第 6 号については原案どおり報告することにいたしました。

以上で、審議案件については終了いたしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告させていただきます。

報告第 1 号及び 2 号について説明させていただきます。議案書 10 ページから 12 ページをご覧くださいと思います。

この報告は市街化区域における農地転用の届出になります。農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付したものでございます。

報告第 1 号は「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出」で、3 件受理しました。転用目的及び転用事由は宅地 1 件、店舗 1 件、駐車場 1 件となっております。

報告第 2 号は「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出」で、1 件受理しました。転用目的及び転用事由は宅地 1 件となっております。

続きまして、報告第 3 号及び 4 号の「千葉県農業会議の諮問に対する回答について」説明させていただきます。議案書 13 ページから 16 ページの 8 件、12 筆でございます。内容につきましては、報告第 3 号が農地法第 4 条案件でございます。農業用倉庫の許可申請です。先月審議していただきました案件でございます。

報告第 4 号は農地法第 5 条の案件で、賃借権設定が 1 件、4 筆になります。所有権移転が 6 件、7 筆になります。いずれの案件も平成 26 年 2 月 27 日に千葉県農業会議に諮問しまして、その結果許可相当との回答をいただきましたので会長専決規程第 3 条の規定に

より報告させていただくものでございます。

以上でございます。

議長 報告第1号から第4号まで報告させていただきました。

ただ今の報告に対してご意見がありましたら挙手を願います。

(なし)

質疑はないものと認めます。報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

染谷智一郎委員 議長、提案があるんですけど、よろしいですか。

議長 はい、どうぞ。

染谷智一郎委員 今まで不耕作になっていて現況が雑地のところの埋め立てが頻繁に行われているのは皆さんも承知の事実だと思います。何ヶ月かごとに多分工事をして、埋め立て自体は終わってきていると思うんですよ。農業委員会等で審査をして、結構皆さんの協力で賛成してもらっています。農地の造成をして耕作がやりやすいように埋め立てをしたあと、事務局でも土質とか、あるいはいろいろな工程において問題がないという書類等が上がってきていると思います。ところが、その完成した時点での状況と出された書類にはえらい違いがあるというようなことをちょっと耳にしました。

下のほうに入る建設残土とかいろいろな残土についてはやむを得ないにしても、耕作ができる状態で管理をしているかどうかということですね。委員会としても現在のところは書類だけで仕上がりましたよということで受理していると思います。当然、農家のほうでは異議がないだろうという仮定で、両方が了解した段階で仕上がったんだなあとということなんですが、ちょっと私の聞くところによると、とても農地としてやっていくには難しくて苦慮していると。それから、普通なら水が流れるように高いところから低いところまで造成するんだけど、組合でやっているものではないから、個々でやっているものだから、土自体が余れば先のほうが高くなっちゃって排水がスムーズにいかないということがあるようです。私のところに苦情が出て、どうしたらいいんだということなんです。

実際の造成は自己資金でやっているというのはみんな同じで、面積にかかわらず予算的な造成費用は全く同じなんですよ。やっていただく農家の方々は果たして自己資金でやっているのか、業者さんが見積もりをつくってやっているのか、その辺のところは定かではありません。だけれども、一応農地造成という目的でやって書類ができれば、それだけでもう出来上がったんだ、農家から苦情がなければいいんだということでもいいのかどうか。

苦情がなければ当然了解したのものとして私たちは何も言うことはないんですが、実際は非常に耕作がしにくいと。もう機械も、トラクター等についても耕うんできないようなものが入って困ったんだと。じゃ何で苦情を言わないのかと聞くと、いや、ただだからなと言うんだよね。

だから、その辺のところも果たして業者さんがまじめに農地として造成したところを使えるのかということですよね。農家さんがあきらめちゃってれば、そりゃあ造成した意味がないですよ。業者さんの土砂の捨て場に利用したということで、今までよりも水がたまらないでいいかと。じゃあ次に何か利用を考えてもいいかなというくらいで、耕作する意欲もなくてあきらめちゃっているというようなことも聞いています。委員会としてもやっぱり許可したことについては責任を持って。まあ毎月というわけにはいきませんが、年に何回かはできたところが果たして耕作可能かどうかぐらいは見るよう提案したいと思います。ひとつ皆さんもご検討いただければと思います。

議長 それではこれにて本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

閉会後にまた委員さん方の意見がありましたら発言してください。

これにて第3回総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議 長

署名人

署名人